

ID: 166

担当部署: 都市建設課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	柴田町都市公園条例 第11条(第16条において準用する場合を含む。)		
例規番号	昭和45年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (監督処分)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定により許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園よりの撤去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく条項に違反している者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に附した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日